（参考３）株式異動状況通知書（税務署向け）

税務署長殿

租税特別措置法施行令第２５条の１２第１５項、第２５条の１２の２第１３項又は第２６条の２８の３第８項の規定に基づく

株式異動状況通知書

租税特別措置法施行令第２５条の１２第１５項、第２５条の１２の２第１３項又は第２６条の２８の３第８項の規定に基づき下記のとおり通知いたします。

１．投資家名及びその住所

２．異動内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 異動年月日 | 異動事由 | 増減株式数 | 一株単価 | 払込金額 | 所有株式数 | 備考 |
|  | 払込みによる取得 | 株増 | 円 | 円 | 株 | ※経由するすべての民法組合等又は信託を記載する |
|  | 株式分割 | 株増 | － | － | 株 |  |
|  | 株式併合 | 株減 | － | － | 株 |  |
|  | 譲渡 | 株減 | － | － | 株 | ※第２号該当（株式譲渡） |
|  | 贈与 | 株減 | － | － | 株 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  | ※組合からの脱退 | ※　株減 | － | － | 株 | ※　　組合を経由 |
|  | ※地位の譲渡 | ※　株減 | － | － | 株 | ※　　組合を経由 |

令和　年　月　日

会社所在地

会社名

担当者連絡先

※注については次頁参照。

　注（（参考３）関係）

※１ 租税特別措置法施行規則第１８条の１５第１９項第１号～第７号又は第１８条の１５の２第８項第１号～第８号に掲げる譲渡に該当する場合には、備考欄にその旨を明記すること。

＜記載要領＞

・上場等の日以後に行う譲渡の場合：第１号該当（上場）

・投資した会社の株式の取得により総株主の議決権の５０％超の議決権を有することとなる法人に対する譲渡の場合：第２号該当（株式譲渡）

・投資した会社を被合併法人とする合併による譲渡の場合：第３号該当（合併）

・会社分割による譲渡の場合：第４号該当（分割）

・株式分配による譲渡の場合：第４号該当（株式分配）

・株式交換による譲渡の場合：第５号該当（株式交換）

・株式移転による譲渡の場合：第５号該当（株式移転）

・株式交付よる譲渡の場合：第６号該当（株式交付）

・特別清算が結了したことによる譲渡の場合：第７号該当（特別清算）

・破産手続開始の決定を受けた場合による譲渡の場合：第７号該当（破産）

・役員等に対する譲渡（取得に要した金額以上の対価による譲渡に限る）の場合：第８号該当（役員等への譲渡）

※２ 民法組合等又は信託を通じて取得した株式の場合には、備考欄に経由するすべての民法組合等又は信託を明記すること。

※３ 組合員の株式の異動事由が「組合からの脱退」及び「地位の譲渡」の場合には、異動年月日、持分の変動状況等の詳細を明記すること。

※４ 投資家による最初の取得の時（租税特別措置法第４１条の１８の４の規定の適用を受けようとする場合は、その年最初に譲渡又は贈与があった日）から１２月３１日までの間の株式の異動状況を記載すること。